

# 三重県後期高齢者医療広域連合 広域計画（第3期）

平成29年3月

（変更）令和2年2月

三重県後期高齢者医療広域連合

## 目 次

1	広域計画（第3期）の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	広域連合及び関係市町が行う事務・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	広域計画の期間及び改定・・・・・・・・・・・・・・・・	6

### 【資料】

#### 関係法令

- ・ 三重県後期高齢者医療広域連合規約
- ・ 地方自治法（抜粋）
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）

## 1 広域計画（第3期）の策定にあたって

### （1）広域計画の趣旨

三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定に基づき策定するもので、後期高齢者医療制度の運営にあたって、三重県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び三重県内全市町（以下「関係市町」という。）が相互に役割を担い、連携を図りながら施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めるものです。

広域連合及び関係市町は、広域計画に基づいてその事務を処理するようにならなければならない。広域連合長は、関係市町の事務処理が広域計画の実施に支障があり、または支障をきたす恐れがあると認められる場合には、広域連合議会の議決を経て、関係市町に対して必要な措置を講ずることを勧告するなど、広域計画の実行性の確保を図ります。

今回策定する広域計画（第3期）は、平成19年度から平成28年度までの2期10カ年の広域計画を継承しつつ、今日の現状や課題を踏まえ策定します。

また、三重県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定により、次の項目について定めます。

- ① 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事
- ② 広域計画の期間及び改定に関する事

### （2）現状と課題

三重県の平成27年10月1日現在の人口は、181万6千人で、65歳以上の人口が50万1千人と年々増加し、高齢化率は27.6パーセントとなっており、国より高齢化が進んでいます。

三重県の後期高齢者医療制度の被保険者数も高齢化に伴い増加の一途をたどり、平成27年度末の被保険者数は25万1千人、後期高齢者医療費総額は、2,068億円となっています。

また、一人あたりの医療費は、83万1千円で全国平均より低い状況にあるものの、医療の高度化や被保険者の高齢化に伴い、医療費総額は今後も増加するものと思われます。更に本制度を支える現役世代の人口は減少し続けるなど、高齢者の医療を取り巻く環境は厳しさを増すものと予測されます。

このことから、将来にわたり被保険者が安心して必要十分な医療を受ける

ことができるよう、本制度の適正な財政運営を維持することに加え、医療費の適正化や保健事業の推進により、一層の充実を図ることが必要であると考えます。

(参考) 三重県の状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総人口 (A)	1,829千人	1,820千人	1,816千人
65歳以上人口 (B)	477千人	492千人	501千人
75歳以上人口 (C)	238千人	241千人	246千人
高齢化率 (B/A)	26.1%	27.0%	27.6%
75歳以上比率 (C/A)	13.0%	13.2%	13.6%
後期高齢者医療被保険者数	240千人	243千人	248千人
後期高齢者医療費	1,952億円	1,981億円	2,068億円
一人あたり後期高齢者医療費	809千円	813千円	831千円
( )内は全国平均	(920千円)	(924千円)	(941千円)

※1 人口は、三重県の統計データライブラリ（10月1日現在）による。

※2 後期高齢者医療被保険者数は、後期高齢者医療事業状況報告（月報）による。（10月1日現在）

※3 後期高齢者医療費、一人あたり後期高齢者医療費は、国保中央会発表の速報値による。

## 2 基本方針

広域連合は、関係市町との連絡調整を緊密に図りながら、「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」の趣旨を尊重し、広域化のスケールメリットを生かした財政の安定化と後期高齢者医療に要する費用の適正化を図るための取り組み及び後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われるよう努めます。

また、後期高齢者医療制度の現状と課題を踏まえ、被保険者が安心して必要かつ適正な医療を受けることができるよう、保険者として次に掲げる取り組みに重点を置き、後期高齢者医療制度の安定した運営に努めます。

### **(1) 健全な財政運営**

必要な給付費を的確に見込むとともに交付金・補助金制度等を最大限活用し、財源の確保を図り、健全な財政運営に努めます。

また、保険料については、給付費に見合った保険料率の設定、適正な賦課を行うほか、きめ細かな納付相談、短期被保険者証などの交付を行い、保険料収納率の向上に努め、必要な財源の確保を図ります。

### **(2) 適切・効率的な事務処理**

広域連合と関係市町がそれぞれ役割に応じた事務を適切に行うとともに密接に連携して効率的・効果的に事務を遂行するよう努めます。

また、被保険者等の個人情報保護に努めます。

そのほか、適切・迅速な事務処理に資するため、研修会の開催など職員の資質向上に努めます。

### **(3) 医療費の適正化**

高齢化と医療技術の高度化等により、医療費は今後も増加が見込まれます。将来にわたり、後期高齢者医療制度において安心して必要かつ適正な医療サービスを受けるためには、医療費の適正化対策は重要な取り組み事項となります。

このことから、今後もデータヘルス計画の推進等を通して、医療費の適正化への取り組みを推進します。

### **(4) 保健事業の推進**

広域連合と関係市町が連携し、被保険者の健康保持・増進を図るため、次の取り組みを進めます。

- ①生活習慣病の早期発見・早期治療により重症化を予防するため、関係市町と連携し健康診査の受診率向上に努めます。
- ②口腔機能低下の予防を図り、さらに肺炎等の疾病の予防に繋げるため、関係市町と連携し歯科健診の受診率向上に努めます。
- ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。
- ④データヘルス計画の推進等を通して、保健事業の推進を図ります。

### **(5) 広報活動の充実**

制度の周知等のため、パンフレットの作成及び配布、ポスターの掲示のほか、ホームページの活用、関係市町の広報紙への掲載依頼などの広報活動を行います。

### 3 広域連合及び関係市町が行う事務

後期高齢者医療制度は、広域連合と関係市町が明確な役割分担のもと相互に連携・協力しながら、適正かつ効率的に事務処理を行います。

広域連合と関係市町が行う主な事務は次のとおりです。

#### (1) 資格に関する事務

広域連合の事務	関係市町の事務
<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者の資格管理</li> <li>○被保険者の資格認定</li> <li>○被保険者証、短期被保険者証の交付</li> <li>○被保険者に該当する障害の認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者の資格取得、喪失の届出の受付</li> <li>○被保険者証、短期被保険者証の引渡し及び回収</li> <li>○被保険者に該当する障害認定申請書の受付</li> <li>○住民基本台帳情報等の提供</li> </ul>

#### (2) 医療給付に関する事務

広域連合の事務	関係市町の事務
<ul style="list-style-type: none"> <li>○療養の給付</li> <li>○療養費等の支給</li> <li>○高額療養費、高額介護合算療養費の支給</li> <li>○葬祭費の支給</li> <li>○給付制限の決定</li> <li>○一部負担金割合の判定</li> <li>○基準収入額適用の判定</li> <li>○一部負担金の減免、徴収猶予の決定</li> <li>○限度額適用・標準負担額減額認定証の交付決定</li> <li>○特定疾病療養受療証の交付決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療養費等申請の受付</li> <li>○高額療養費、高額介護合算療養費申請の受付</li> <li>○葬祭費申請の受付</li> <li>○基準収入額適用申請の受付</li> <li>○一部負担金の減免、徴収猶予申請の受付</li> <li>○限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書の受付、引渡し及び回収</li> <li>○特定疾病療養受療証交付申請の受付、引渡し及び回収</li> </ul>

(3) 医療費適正化に関する事務

広域連合の事務	関係市町の事務
<ul style="list-style-type: none"> <li>○レセプト点検の実施</li> <li>○医療費通知の実施</li> <li>○データヘルス計画等に基づく医療費適正化事業の実施</li> <li>○第三者行為求償事務の実施</li> <li>○不正・不当利得への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○データヘルス計画等に基づく医療費適正化事業の実施・連携</li> <li>○第三者行為求償届出の受付</li> <li>○医療費適正化の広報・啓発・相談</li> </ul>

(4) 保健事業に関する事務

広域連合の事務	関係市町の事務
<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康診査の実施</li> <li>○歯科健康診査の実施</li> <li>○無医地区での保健事業の実施</li> <li>○関係市町実施の人間ドック等の費用助成</li> <li>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にかかる事業の市町への委託および支援</li> <li>○データヘルス計画等に基づく保健事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康診査と集団検診の連携（一部市町のみ）</li> <li>○無医地区での保健事業の実施・連携（関係市町のみ）</li> <li>○人間ドック等の実施</li> <li>○高齢者に対する個別的支援および通いの場等への積極的な関与等による高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</li> <li>○データヘルス計画等に基づく保健事業の実施・連携</li> <li>○地域特性に応じた保健事業の実施</li> </ul>

#### (5) 保険料に関する事務

広域連合の事務	関係市町の事務
○保険料の決定 ○保険料の賦課  ○保険料収納対策にかかる関係市町への助言・支援 ○保険料減免・徴収猶予の決定	○保険料納期の決定 ○保険料納入通知書の送付 ○保険料の徴収 ○督促状、催告書の送付及び滞納処分 ○収納状況・滞納状況の情報提供 ○保険料の減免・徴収猶予申請の受付 ○所得状況の把握及び情報提供

#### (6) 制度の周知に関する事務

広域連合の事務	関係市町の事務
○ホームページ、パンフレット等による制度の周知	○関係市町広報紙での広報  ○窓口における相談

### 4 広域計画の期間及び改定

広域計画（第3期）の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等により広域連合長が必要と認めたときは、議会の議決を経て、随時改定を行うこととします。